令和８年（フ）第２０２号
三重県四日市市川島町6509番地６　涼音（Ｓｕｚｕｎｅ）101、前住所三重県四日市市垂坂町808番地１　コーポ垂坂Ａ－202
債務者　伊藤　雅治
１　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２１７号
三重県四日市市中川原一丁目10番36号
債務者　中村　隆司
１　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
三重県四日市市大字西阿倉川1490番地21　ラトゥール西阿倉川403
債務者　水越　良美
１　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第５０３号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番７－303号
債務者　高瀬　重基（従前の氏：幣）
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８１号
神戸市北区西大池２丁目５番212－406号
債務者　茂山　英昭こと　李　　英昭
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８７号
神戸市東灘区深江南町３丁目１番６号　ヴィラコート深江201号
債務者　中脇　浩佑
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０８号
神戸市中央区北野町２丁目13番21号　北野ハウス203号
債務者　平野　拓実
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０９号
神戸市須磨区行平町１丁目２番６号　三笠フラッツ202
債務者　土居　丈二
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３５号
神戸市北区鈴蘭台南町６丁目10番24－202号、従前の住所兵庫県西宮市山口町下山口１丁目７番14－202号
債務者　大澤ゆりあ
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４５号
神戸市長田区長尾町２丁目４番27号　ＢＥＮＮＹ　ＨＩＬＬＳ201号
債務者　空　　ゆか
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５４号
神戸市長田区東尻池町７丁目９番９－407号、従前の住所神戸市兵庫区浜崎通５番８－209号
債務者　たろうイーツこと　森岡健太郎
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６０号
神戸市北区鈴蘭台北町１丁目11番８－804号
債務者　中川　幸祐
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８２号
神戸市長田区五番町３丁目７番地の１　市住33－213号
債務者　住本可奈子
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７９４号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目14番10号　202号
債務者　西尾　　淳
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８０３号
神戸市北区若葉台１丁目８番13号、従前の住所神戸市須磨区高倉台５丁目３番８号
債務者　幸田さなゑ
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１０号
神戸市灘区鶴甲５丁目１番50号　六甲台ビラ、従前の住所神戸市灘区徳井町３丁目４番12号
債務者　原田　友子
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２７号
鳥取県米子市米原７丁目５番３号　205号
債務者　太田富士美
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第３４号
愛媛県西予市宇和町岩木802番地２
債務者　山口　充能
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
松山地方裁判所宇和島支部